

令和3年度 赤い羽根 新型コロナウイルス感染下の福祉活動応援全国キャンペーン  
「いのちをつなぐ支援活動」 助成要項

社会福祉法人 愛媛県共同募金会

新型コロナウイルスの影響の長期化が見込まれる中、感染症罹患への不安のみならず、景気の悪化に伴う経済状況の変化により、失業や収入減に直面し生活に困窮する人の増加や制度の狭間で困りごとを抱えたまま孤立する方々が増加してきている。こうした状態が社会不安の一因となり、市民生活の崩壊や時としてのいのちを脅かす状況に至るケースも散見される状態にあるといえる。

社会福祉法人愛媛県共同募金会（以下、「本会」という。）では、困りごとを抱えた人たちを支援するため「いのちをつなぐ支援活動」の助成申請を募集するものとする。

## 1. 対象団体

非営利活動を目的として設立された団体であって、かつ、以下の（１）から（６）までをすべて満たす団体とする。

- （１）営利を目的とせず、自主的に行う公益的な活動を行う民間の非営利団体であること。（法人格の有無は問わない。）
- （２）愛媛県内に所在する団体であって、愛媛県内で継続的に活動ができること。
- （３）助成を受けて行った活動について、本会及び中央共同募金会のウェブサイト等において情報公開が可能であること。
- （４）申請した事業が遂行できる運営体制があること。
- （５）団体の目的や活動が、政治・宗教に関わりがないこと。
- （６）市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力との関わりがないこと。

## 2. 申請書の受付期間

令和3年5月28日(金)～6月16日(水)(消印有効)

## 3. 事業実施期間

助成決定時（令和3年8月上旬予定）～令和4年3月末日

## 4. 対象事業

新型コロナウイルス感染症の影響下で、民間の相談活動、食支援や住居支援、居場所を失った人への活動など、困りごとを抱えた人たちへの支援等の事業。（介護保険事業は対象外とする。）

活動例（参考）

- ① 社会的孤立や孤独を強いられている方の見守りや心のケア・相談支援活動
- ② 生活に不安を抱える人たちの相談や就労等の支援活動
- ③ ひとり親家庭や一人暮らし高齢者、生活困窮世帯等に弁当・食材や日用品を届ける活動
- ④ 衛生環境に配慮しながら実施する居場所づくり
- ⑤ 電話やネットを活用した相談支援活動、リモートによる学習支援活動
- ⑥ 支援事業に取り組みながら、さらなる課題解決に向かうための調査・啓発

## 5. 対象経費及び対象外経費

### (1) 対象経費

- ① 消耗品費 : 消耗品及び備品
- ② 賃借料 : 会場の賃借料、レンタル料等
- ③ 通信運搬費 : サービスに係る運搬費用
- ④ 旅費交通費 : 活動実施に係る交通費(実費)
- ⑤ 印刷製本費 : 活動実施に伴う印刷費用
- ⑥ 保険料 : ボランティア行事保険料
- ⑦ その他本会において適当と認めたもの

### (2) 対象外経費

- ① 役職員の給与・報酬、事業者自身への謝金・手当
- ② 団体の運営費(家賃、光熱費、通信費)
- ③ パソコン、スマホ等の機器購入費
- ④ 事業者自身が所有する家屋などの借上げ料
- ⑤ 広告に要する費用(新聞などへの折込料を含む)
- ⑥ 交際費及び接待費に類するもの
- ⑦ その他、本会において不適当と認めたもの

## 6. 助成(申請)金額

1 団体につき上限30万円以内とする。(事業に必要な活用できる範囲内の額を申請ください。)  
なお、必ず助成決定するものではなく、減額または、助成対象外となる場合がある。

## 7. 助成申請書の提出

様式「いのちをつなぐ支援活動助成申請書」(以下、「助成申請書」という。)をご記入の上、関係書類を添付し本会宛にご提出のこと。

## 8. 助成決定時期

助成決定の可否は、申請団体あてに書面にて通知するものとする。(令和3年8月上旬予定)

## 9. 提出先、問合せ先

社会福祉法人愛媛県共同募金会

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館

TEL 089-921-4535 FAX 089-921-4588

E-mail [info@akaihane-ehime.or.jp](mailto:info@akaihane-ehime.or.jp)